公益社団法人地域医療振興協会医学生奨学金貸与規程（案）

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人地域医療振興協会（以下「協会」という。）がへき地等の医療資源に恵まれない地域の医療機関に従事する医師を確保するため、将来協会に医師として就業する意思を有する、大学医学部へ入学を予定する者及び大学医学部に在学中の者に対し、在学中の奨学金の貸与を行い、もって、修学期間中の学費及び経済的援助を行うことを目的とする。

（被貸与者等）

第２条　この規程により、奨学金の貸与を受ける者を奨学生という。

２　奨学生は、原則として他の同種の医学生奨学金の貸与を受けていない者に限る。

３　前項に定める「同種の医学生奨学金」とは、将来，奨学金の貸与主体に奨学生が医師として勤務する意思があることを主たる条件とする奨学金制度をいう。

（募集）

第３条　理事長は、奨学金の貸与を希望する学生を各年予算の範囲内で募集する。

（申込み、承認及び契約）

第４条　奨学金の貸与を希望する学生は、医学生奨学金貸与申込書（様式１）に合格通知書又は在学証明書及び成績証明書を添付の上、理事長に提出しなければならない。

２　理事長は、前項の学生が、将来協会に医師として就業する意思があると認められるときは、奨学金貸与申請を承認することができる。

３　奨学金の貸与に関し、奨学生と協会は医学生奨学金貸与契約書（様式２）により契約を締結する。

（貸与額）

第５条　奨学金の貸与額は、月額２００，０００円とする。

（貸与期間）

第６条　奨学金の貸与を受けることが可能な期間は、奨学生が大学医学部に入学以降、在学する最短修業年限の終期までとする。また、協会は学生の希望により年度途中からも貸与を行うことができる。

（貸与の休止）

第７条　理事長は、奨学生が休学し、若しくは停学の処分を受け、又は進級できなかったこと等により同一学年の課程を再度履修する場合は、当該同一学年の課程を再度履修する年度分の奨学金の貸付けを行わないものとする。ただし奨学生の経済状況等を勘案の上、引き続き貸与することができる。

（貸与契約の解除）

第８条　理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与契約を解除する。

 一　大学医学部を退学したとき。

 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。

　三　学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

　四　修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

　五　死亡したとき。

　六　前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

　七　奨学生が本規程に違反したとき。

（連帯保証人）

第９条　奨学生は、協会が承認する連帯保証人を２人立てなければならない。

２　前項の連帯保証人は、協会に対し、奨学生と連帯して、この規程に定める一切の金銭債務を負担するものとする。

３　第１項の連帯保証人のうち、１人は父又は母（父母がともにいない場合は、兄姉またはこれに代わる者）とし、他の１人は奨学生又は奨学生の父母とは別に独立の生計を営む者でなければならない。

４　連帯保証人の死亡、信用状態の悪化、債務整理手続の開始等、協会が連帯保証人を徴した目的を達成できなくなる畏れのある事態が生じたときは、奨学生はその旨を直ちに協会に報告した上、協会が要求する措置（連帯保証人の追加等）を直ちにとらなければならない。

（奨学金返還の免除）

第１０条　理事長は、奨学生が、大学医学部を卒業後直ちに臨床研修に従事し、臨床研修終了後直ちに、理事長が指定する病院等（以下「指定病院等」という。）で、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間（以下「従事必要期間」という。）、医師として従事したときは、奨学金返還の債務を全額免除する。

２　理事長は、奨学生が臨床研修後やむをえない事情と認められるときは、指定病院等への従事開始を猶予することができる。

３　理事長は、奨学生の指定病院等での従事期間（以下「業務従事期間」という。）が従事必要期間に満たないときは、貸与月額に相当する額に当該業務従事期間を乗じて得た額を免除する。

４　返還免除の方法は、指定病院等で勤務した１箇月毎に、１貸与月額に相当する額を、先に貸与された貸与金から順に、債務から免除する。

５　同条第１項及び第４項の規定にかかわらず、奨学生が、後期研修プログラム等の選択により、指定病院等以外の協会施設での勤務を希望し、理事長がそれを承認した場合、当該勤務期間の２分の１に相当する期間を指定病院等に従事したものとみなし、当該　業務従事期間の２箇月毎に、１貸与月額に相当する額を前項と同様に免除する。この　　場合、指定病院等に従事した期間とみなされる月数の上限は、従事必要期間の２分の１までとする。

６　同条第３項に基づき、業務従事期間が従事必要期間に満たなかった場合、指定病院等においては１箇月、指定病院等以外の協会施設においては２箇月に満たなかった業務　従事期間については、それを切り捨て、従事必要期間を満たすものとしては算定しない　　ものとする。

７　同条の定めにより返還義務を免除された貸与額については、当該額に貸与から返還　義務免除までの期間に応じた利息を加算し、所得額として所得税、住民税、社会保険料及び労働保険料の対象とする。

８　疾病、災害、育児休業その他の規則で定める特別の事情により業務に従事することができなかった期間は業務従事期間に算入しないものとする。

（奨学金の返還）

第１１条　奨学生は、前条の規定による返還債務の免除の適用を受けない奨学金（以下「返還すべき奨学金」という。）があるときは、当該奨学金を一括して返還しなければならない。

２　奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定により返還すべき奨学金（第一号の場合にあっては、その事由が生じた日の属する月の分までのものとして貸与された奨学金）に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに返還しなければならない。

一　第８条の規定により契約が解除されたとき。

二　大学を卒業した日から一年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格しなかったとき。

三　医師となった後直ちに臨床研修に従事しなかったとき。

四　医師となった後直ちに臨床研修に従事し、その後指定病院等に勤務しなかったとき。

五　医師となった後直ちに臨床研修に従事し、その後指定病院等に勤務した場合において、退職までの業務従事期間が従事必要期間に満たなかったとき。

３　前項の利息の額は、各々の返還すべき奨学金の貸与を受けた日から貸与の終期の日までの期間の日数に応じ、返還すべき奨学金の額に年１０パーセントの割合で計算した額とする。但し、前項の一号及び二号に該当する者に関しては、利息を免除する。

（延滞利息）

第１２条　奨学生は、正当の理由がなく前条第２項に定める奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の当日までの期間に応じ、前条第２項で規定した、返還すべき額につき年１４.５％の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（特例措置）

第１３条　奨学生が病気や死亡等やむを得ない事情に関しては、理事長は、奨学金の返還額についてその一部を減額し、又は全部を免除することができる。

２　奨学生が、業務従事期間中に死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき、又は災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により業務を継続することができなくなったとき、理事長は、奨学金の返還額についてその一部を減額し、又は全部を免除することができる。

（報告義務）

第１４条　奨学生は、毎年４月３０日までに過去１年分（前年度の４月１日から３月３１日まで）の成績証明書を協会事務局へ報告しなければならない。また、契約書の記載内容に変更が生じた場合は速やかに報告しなければならない。

２　奨学生は、休学、停学、留年及び復学する際には、速やかにその旨を報告しなければならない。

（紛争）

第１５条　貸与契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第１審の専属的合意管轄裁判所とする。

（雑則）

第１６条　この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

　附　　　　則

（施行期日）

この規程は、平成２２年３月１日より施行する。

この規程は、平成２６年４月１日より施行する。